

設計図書等に関する質疑応答書

令和 8 年 9 月 28 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長 遠 藤 章 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

このことについて、下記のとおり質問します。

工 事 名	河頭排水処理場脱水機設備工事
-------	----------------

質問事項（質問事項の多い場合は、別紙に記入してください。）

- ① 昨今の経済情勢による機器納期遅れ、関連工事による遅れの場合、工期の延長は可能でしょうか。
- ② 昨今の経済情勢により材料の価格変動が激しいため、契約時の価格を維持できない可能性があります。その場合、増減額について協議できるものと理解してよろしいでしょうか。
- ③ 各年度の出来高予定割合はありますでしょうか。また、年度繰越の協議は可能でしょうか。
- ④ 出来高確認後の機器について、場内への搬入及び保管は可能でしょうか。
- ⑤ 前払率 40%とありますが、初年度のみの請求と理解してよろしいでしょうか。（初年度：前金 40 %、最終年度売上 60%）
- ⑥ 工事費内訳書については、「機械設備工事」、「直接工事費」、「間接工事費」、「据付工事原価」、「設計技術費」、「工事原価」、「一般管理費等」、「工事価格」、「経費減額調整額」、「入札書記載金額」、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」、「安全衛生経費」のみの記載と理解してよろしいでしょうか。
- ⑦ 他工事（特に電気設備）が起因して工期が遅れる場合、（例：電気設備の機器納期や工事が遅れて 1 次側の電源が来ない場合）延期に関わる費用の協議は可能でしょうか。
- ⑧ 「令和 7 年度 下水道用設計標準歩掛表」の記載通り、直接経費として「水道光熱電力料」が含まれるものとして理解してよろしいでしょうか。
- ⑨ 特記仕様書で、各機器の予備品に関する記載がありませんが、不要と理解してよろしいでしょうか。
- ⑩ 機器の保証期間は、完成引き渡し後 1 年間と理解してよろしいでしょうか。
- ⑪ 機器の工場検査でお立合い予定の機器は加圧脱水機のみと理解してよろしいでしょうか。
- ⑫ 試運転期間中に使用する用水、電力等の用役、汚泥は無償にて御支給いただけるものと理解してよろしいでしょうか。
また、試運転により排出される脱水ケーキ、ろ液、雑排水等につきましても無償にて処理いただけるものと理解してよろしいでしょうか。
- ⑬ 試運転を行う上で、汚泥、用役の使用量、時間等の制約はありますでしょうか。
- ⑭ 圧入弁について、数量 2 台を計上するものと理解してよろしいでしょうか。
- ⑮ 工期短縮が図れる場合、請負金額変更することなく工期短縮は可能でしょうか。
- ⑯ 電気設備工事との取合い範囲について、参考となる図面（単線結線図等）がございましたら、ご教示ください。

⑰	特記仕様書第3章第2節「工事内容」において、項目番号が(1)、(2)、(4)、(5)となっており、(3)の記載が見当たりません。(3)は欠番と理解してよろしいでしょうか。
⑱	特記仕様書の「圧入水ポンプ」は、図面及び閲覧用設計書に記載の「圧力水ポンプ」と同一機器との理解でよいでしょうか。正式な機器名称をご教示ください。
⑲	本工事は新設建屋内の設備工事が主体と理解しておりますが、石綿事前調査の対象として想定されている既設建材、既設設備、既設配管、保温材等の範囲についてご教示ください。また、事前調査の結果、新たに石綿含有材が確認され、分析調査又は石綿除去が必要となった場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。
⑳	採用単価について、建設物価と積算資料で差がある場合、採用単価は低い方を計上するものと理解してよろしいでしょうか。
㉑	「ケーキホッパー」について、主要部材質にフィーダーの記載がありますが、本形式はカットゲート式であるため。フィーダー機構がないとの理解です。また、本付属品に「フレキシブルダクト」の記載がありますが、同様に不要との理解です。これらは誤記と理解してよろしいでしょうか。
回	答 令和 8 年 1 0 月 2 日 鹿児島市水道局
①	協議をお願いします。
②	協議をお願いします。
③	協議をお願いします。
④	協議をお願いします。
⑤	本工事は、令和10年度までの債務負担工事であり、初年度である令和8年度の出来高を0で設定しています。このことから前払金の支払いは令和9年度以降となります。
⑥	ご理解のとおりです。なお、当該内容については、既に公表している資料に記載のとおりです。
⑦	協議をお願いします。
⑧	直接経費として「水道光熱電力料」は計上しておりません。
⑨	各機器の必要なものについては、特記仕様書第3章機械設備工事第3節機器仕様に記載のとおりとなります。
⑩	ご理解のとおりです。
⑪	工場検査の対象機器については、工事受注後、協議の上決定するものとします。
⑫	試運転期間中に使用する用水、電力等の用役及び汚泥については、関連工事との調整状況を踏まえ、都度協議の上、提供するものとします。また、試運転により発生する脱水ケーキ、ろ液及び雑排水等の処理についても、同様とします。
⑬	試運転を行う上での制約としては、河頭浄水場から排出される排泥の発生時期及び排泥の受入先となる濃縮槽の貯留状況により、使用可能な汚泥量や試運転時間等が変動する場合があります。
⑭	ご理解のとおり2台です。特記仕様書の記載数量は誤記となります。
⑮	ご理解のとおりです。
⑯	電気設備工事との取合い範囲については、鹿児島市水道局ホームページの発注情報に掲載している「河頭排水処理場電気計装設備工事」及び「河頭排水処理場集中監視制御設備工事」の閲覧用設計図書等に含まれる図面をご参照ください。
⑰	ご理解のとおりです。
⑱	ご理解のとおり、正式な機器名称は「圧力水ポンプ」です。

- | | |
|---|--|
| ⑭ | 特記仕様書第2章準備工記載のとおり、本工事に係る石綿含有建材はありません。なお、事前調査の結果、新たに石綿含有材が確認され、分析調査又は石綿除去が必要となった場合は、ご理解のとおりとなります。 |
| ⑮ | 採用単価については、鹿児島県土木部発行の『令和8年度公共事業設計単価表（公表版）』における「資材単価の取扱いについて」のとおりとなります。 |
| ⑯ | フィーダーについては、ご理解のとおり誤記となります。なお、フレキシブルダクトについては、ケーキコンベヤとの接続用として必要なものとなります。 |

※ 設計図書等の閲覧等及び質疑応答については、公告文に記載のある内容のとおりとする。